

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 クリーン推進課

不利益処分の内容	一般廃棄物処理業許可の取消し	
根拠法令等及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4	
処分基準	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4
	参考事項	栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	【 基 準 】	
	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (許可の取消し)</p> <p>第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>一 第7条第5項第4号ロ若しくはハ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに該当するに至つたとき。</p> <p>二 第7条第5項第4号チからヌまで(同号ロ若しくはハ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号トに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>三 第7条第5項第4号チからヌまで(同号二に係るものに限る。))のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>四 第7条第5項第4号イからヘまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至つたとき(前3号に該当する場合を除く。))。</p> <p>五 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>六 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。))又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p>	